

# 令和4年分 確定申告 のお知らせ

## 岩見沢税務署から

岩見沢税務署では、2月16日(水)から令和4年分所得税に係る確定申告の受付及び相談を行います。  
また、贈与税及び消費税・地方消費税(個人事業者)の確定申告も行っています。

### ●申告・相談会場及び相談日

【会場】  
岩見沢税務署  
(岩見沢市2条東4丁目5番地の1)  
【日程】  
所得税 2月16日(水)～3月15日(水)  
贈与税 2月1日(水)～3月15日(水)  
消費税・地方消費税 3月31日(金)まで  
〈土・日・祝日を除く〉  
【時間】9時～16時



◎新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、申告会場への入場は、**入場整理券が必要**です。  
入場整理券は、次の①②いずれかの方法で取得できます。  
①当日、税務署で取得する  
②国税庁のLINE公式アカウントのメニュー「相談を申し込む」から来場希望日などを選択して取得する

### ●納期限・振替日

【所得税】3月15日(水)  
(振替日：4月24日(月))  
【贈与税】3月15日(水)  
【消費税・地方消費税】3月31日(金)  
(振替日：4月27日(木))  
◎納税は便利で確実な「振替納税」をご利用ください。

### ●申告書を作成するときは

確定申告書は、「前年の申告書控え」や「確定申告の手引き」などを参考に自身で作成し、早めに提出してください。  
なお、確定申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から、自動計算で簡単に自宅で作成することができます。  
作成した確定申告書は、印刷して郵送などで提出できるので、税務署に行く必要がなく、大変便利です。ぜひご利用ください。

### ●「e-Tax」をご利用ください

確定申告の際には、インターネットで自宅などから簡単に申告できる「e-Tax」をご利用ください。  
ご利用に関する手続き、準備など詳しくは、ホームページをご覧ください。

「e-Tax」ホームページ

<https://www.e-tax.nta.go.jp/>

【問合せ】岩見沢税務署  
(☎0126-22-0810)

## 役場税務係から



役場税務係でも、所得税の確定申告受付・相談会場を開設します。次の点にご留意のうえ、ご利用ください。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、極力「確定申告書等作成コーナー」や「e-Tax」を活用した自宅からの申告をお願いします。

### ●申告・相談会場及び相談日

【会場】役場3階会議室  
【日程】2月16日(水)～3月15日(水)  
〈土・日・祝日を除く〉  
【時間】9時～16時  
※12時～13時も受付できます。  
受付開始直後と期限間近の数日間は大変混雑し、長時間お待ちいただくことが予想されますので、ご了承ください。  
◎住民税の申告も同会場・同日程で受け付けます。

### ●申告の際の留意点

◎役場で確定申告をした場合、最終的には税務署で内容を審査します。申告内容に誤りや疑義があれば、税務署から直接申告者本人への調査が行われます。結果によっては、更正される場合もあり、その際は過少申告加算税がかかります。  
◎特定株式等に係る配当所得及び譲渡所得を有する方で、所得税と個人住民税において異なる課税方式を選択する場合、確定申告書中もしくは住民税申告で申告が必要ですので留意ください。(いずれの場合でも納税通知書送達前までに申告が必要)

### ●申告の際に持参するもの

- ▼本人確認書類  
・例1 マイナンバーカード  
・例2 通知カードと運転免許証などの身分証明書
- ▼給与・年金など源泉徴収票の原本  
・例 生命・地震・国民年金など各種保険料の控除証明書、作成済みの医療費控除の明細書や医療費通知、身体障害者手帳
- ▼還付金振込口座がわかるもの  
・例 還付金は口座振込となるので、必ず申告者本人名義の口座を用意してください。

### ●役場の申告会場ではお受けできない申告

- ◎次の申告については、岩見沢税務署にご相談ください。なお、相談の必要がなく、全て記入済みの申告書を提出される場合は、内容を問わずお預かりし、岩見沢税務署へ引き継ぎます。
  - ・青色申告決算書を作成していない申告、収支内訳書が作成されていない事業所得及び不動産所得の申告
  - ・土地、建物、株式などの売却による譲渡所得、先物取引に係る雑所得などの分離課税を含む申告
  - ・初めて住宅ローン控除を受ける方の申告(住宅改修、増改築を含む)
  - ・山林所得、利子所得、配当所得(非上場株式のみ対応)の申告

### ●所得がない方の申告は?

◎個人住民税においては、所得がない方も申告が必要です。  
※申告がない方は、所得状況把握できないため、税関係証明書の発行ができず、また、その他の行政サービスでも支障が発生する場合があります(所得状況に応じた保険料の軽減が受けられません)。

### 【問合せ先】

役場税務係(☎76-8011)

## ストップ・ザ・交通事故 ～めざせ 安全で安心な北海道～

### 冬本番！冬道の運転で気を付けてほしい⑤つのポイント

#### ① スピードダウンと慎重な運転を

冬道では、スリップによる正面衝突や路外逸脱などの交通事故、凍結路面における追突事故が多発します。スピードダウンと路面状況にあわせた慎重な運転を心がけましょう。

#### ② 時間に余裕を持った運転を

天候や道路状況により渋滞が発生し、目的地まで時間がかかることが予想されます。事前に天気や道路状況を確認し、時間に余裕をもって出発しましょう。

#### ③ 「急」のつく運転操作は危険

急発進、急ハンドル、急ブレーキといった運転操作は、スリップにつながり大変危険ですのでやめましょう。

#### ④ 交差点の死角に注意

雪山で見通しが悪くなっている交差点などでは「車が来ているかもしれない」、「歩行者が横断しているかもしれない」と危険を予測しましょう。

#### ⑤ 悪天候に注意

吹雪や大雪などの運転は、吹き溜まりや視界不良による立ち往生などの危険が伴うため、不要不急の外出は控えましょう。  
やむを得ず車で外出するときは、事前に道路情報を確認するとともに、万が一に備えて防寒具やスコップなどを準備しましょう。

【問合せ先】栗山警察署(☎0123-72-0110) 詐欺電話がきたら #9110